

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
別府市	東山地区	平成24年8月	令和5年2月

1 対象地区の現状

	(ha)
①地区内の耕地面積	59.7
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	58.2
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	20.6
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.7
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	14.7
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.0
(備考)	

2 対象地区の課題

別府市の人口のうち当該地域の東山地域(農業振興地域)の人口の減少(H21年400人→H30年300人)や高齢化の進行(H21年42%→H30年54%)による担い手不足、鳥獣被害の増加等(H30年鳥獣捕獲数 400頭、被害額14百万円(別府市全体))によって、棚田の保全管理が困難になってきている。
日本型直接支払制度の集落協定により、棚田の耕作を継続しようとしているが、年々、棚田の保全管理が厳しくなっており、担い手や後継者の確保や、鳥獣被害対策が最大の課題となっている。
集落営農組織として、地域住民の出資による(株)東山パレットを設立し農地の保全活動を行っているが、農地の集積面積が拡大するなか、オペレーターの確保が課題となっている。
担い手等の人材不足の解消のため、移住・定住の促進に向けた取組を行いたいが、空き家の活用や起業支援などを通じた移住・定住者用の住居や働き口の確保が大きな課題となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落営農組織である(株)東山パレットを中心経営体として農地の集約化を図る。
また、地域の認定農業者の経営規模拡大を推進し、農地の集積を図る。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農	A	水稻・野菜	8.45 ha	水稻・野菜	9.0 ha	
認農	B	水稻・花き	1.34 ha	水稻・花き	1.4 ha	椿
認農	C	水稻・乾椎茸	0.78 ha	水稻・乾椎茸	0.8 ha	椿
	D	水稻	1.08 ha	水稻	1.0 ha	椿
認農	E	水稻・椎茸	0.35 ha	水稻・椎茸	0.4 ha	御岳
認農	F	水稻	0.78 ha	水稻	1.0 ha	城島
認農	G	水稻・野菜	0.33 ha	水稻・野菜	0.5 ha	城島
	H	水稻	1.3 ha	水稻	1.6 ha	城島
認農	I	水稻・椎茸	1.62 ha	水稻・椎茸	3.0 ha	山の口
認農	J	水稻・野菜	2.19 ha	水稻・野菜	2.3 ha	山の口
	K	水稻	1.19 ha	水稻	1.3 ha	山の口
	L	水稻	1.21 ha	水稻	1.3 ha	山の口
認農	M	水稻・花き	0.28 ha	水稻・花き	0.4 ha	枝郷
認農	N	養鶏	ha	養鶏	ha	枝郷
認農	O	水稻	0.92 ha	水稻	1.0 ha	枝郷
認農	P	水稻・花き	0.97 ha	水稻・花き	1.0 ha	枝郷
認農	Q	水稻・花き	0.68 ha	水稻・花き	0.8 ha	枝郷
認農	R	水稻・花き	0.72 ha	水稻・花き	0.8 ha	枝郷
	S		0 ha	牧草	1.0 ha	山の口
	T	水稻・野菜	0.8 ha	水稻・野菜	0.9 ha	枝郷
	U	水稻	0.9 ha	水稻	1.0 ha	城島
	V	水稻	0.4 ha	水稻	0.5 ha	城島
	W	水稻	1.3 ha	水稻	1.4 ha	城島
	X	水稻・野菜	0.8 ha	水稻・野菜	0.9 ha	椿
	Y	水稻・野菜	0.5 ha	水稻・野菜	0.6 ha	椿
認就	Z	野菜	0.9 ha	野菜	1.0 ha	山の口
小計	26 人		29.79 ha		34.9 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、6.0haとなっている。

○農地中間管理機構の活用方針

東山地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

認定農業者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、また、新規就農者や退職後農業ができるように、基盤整備・環境整備に取り組む。

○新規・特産化作物の導入方針

土地利用型作物以外に、収益性の高いカボチャなどの園芸作物の生産、特産加工に取り組む。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放任果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

○オペレーターの確保

農作業の効率化を図るため各種事業を活用し、スマート農業化を図るとともにオペレーターの確保を図る。